

改正

平成29年 6 月14日規則第10号

宇多津町都市公園条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令並びに宇多津町都市公園条例（平成19年条例第22号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、都市公園の管理について必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可申請手続)

**第2条** 条例第3条第1項の規定により町長の許可を受けようとする者は、当該行為を開始しようとする日の5日前までに公園内行為許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があつた場合において支障がないと認め許可するときは、許可書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

(公園施設の設置等の許可申請等)

**第3条** 法第5条第1項の規定により町長に提出すべき申請書は、公園施設設置許可申請書（様式第2号）又は公園施設管理許可申請書（様式第3号）とする。

2 法第6条第2項の規定により町長に提出すべき申請書は公園占用許可申請書（様式第4号）とする。

(許可事項の変更手続)

**第4条** 法第5条第1項若しくは法第6条第3項又は条例第3条第1項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときに町長に提出すべき申請書は、許可変更申請書（様式第5号）とする。

(標識の掲示)

**第5条** 法第6条第1項の規定により都市公園の占用の許可を受けた者は、当該許可に係る標識（様式第7号）を、当該工作物その他の物件又は施設の指定する箇所に掲示しなければならない。

(料金等の届出)

**第6条** 公園施設が休憩所、売店、軽飲食店、簡易宿泊施設、駐車場その他有料で公開される施設である場合においては、当該施設の設置又は管理をする者は、その販売品目及び料金を定め、あらかじめ町長に届け出なければならない。届け出た事項について変更しようとする場合も、同様

とする。

(保証金等)

**第6条の2** 条例第9条の2第2項に定める保証金の額、充当、還付その他必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 保証金の額は、条例第10条に定める使用料、又は法第10条第1項に規定する原状回復に要する費用を参酌して町長が定める。
- (2) 町長は、法又は条例に基づく許可を受けた者が法第10条第1項に規定する原状回復を怠ったとき、保証金の一部又は全部を当該原状回復に要する費用にあてることができる。
- (3) 保証金は、法第10条第1項に規定する原状回復を確認した以後に全額返還する。ただし、前号の規定により保証金を充当した場合にあつては、保証金の額から当該充当した保証金の額を控除して得た額を還付する。

2 保証金は、還付の際に利子を付さない。

(使用料の還付)

**第7条** 条例第10条第3項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

**第8条** 条例第11条第2号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 町内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定に該当する学校が教育上の目的で使用するとき。
- (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する事業のために使用するとき。
- (3) 地域的な町民の団体がその団体の利用に供するため使用するとき。
- (4) 前3号のほか町長が特別の理由があると認める場合

(使用料の減免申請手続)

**第9条** 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(立入検査証)

**第10条** 条例第13条第2項に規定する証票は、立入検査証(様式第10号)とする。

(保管工作物等一覧簿の様式)

**第11条** 条例第17第2項に規定する規則で定める様式は、様式第11号とする。

(工作物等の売却)

**第12条** 条例第19条の規定による競争入札又は随意契約による工作物等の売却については宇多津町会計規則（昭和45年規則第8号）の定めるところにより行うものとする。

（受領書）

**第13条** 条例第20条に規定する規則で定める様式は、受領書（様式第12号）とする。

（入園の制限等）

**第14条** 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、都市公園内への入園を拒否し、又は都市公園からの退去を命ずることができる。

- （1） 他人に迷惑を及ぼす行為をする者
- （2） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品を携帯する者
- （3） 前2号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があると認められる者

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

**第15条** 条例第22条の規定により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に都市公園の管理を行わせる場合における第2条、第4条（条例第3条第1項の規定による許可に係る部分に限る。）、第6条、第7条、第9条及び第14条の規定については、同条中「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者による管理の基準）

**第16条** 条例第24条で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に都市公園の運営を行うこと。
- （2） 都市公園の維持管理を適切に行うこと。
- （3） 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

（使用許可の取消し等）

**第17条** 指定管理者が第14条の規定により、入園を拒否し、又は退去を求めた場合において、特に重要と認めたものについては、遅滞なく町長に報告するものとする。

（教育委員会の管理に属する公園）

**第18条** 教育委員会が所管する別表の施設に対するこの規則の規定の適用については、当該規則中「町長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

## 附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

## 附 則（平成29年6月14日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第18条関係）

教育委員会の管理に属する公園施設

| 都市公園名   | 公園施設の名称 |
|---------|---------|
| 宇多津3号公園 | テニスコート  |